

行政処分

行政処分の年月日

平成25年2月13日

営業所の名称

東京営業所

営業所の所在地

東京都町田市小野路町1679-1

行政処分の内容

輸送施設の使用停止 30日間

主な違反の条項

旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項

違反行為の概要

- (1) 乗務時間等告示の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
- (2) 点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第24条）
- (3) 運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- (4) 報告義務違反（道路運送第94条第1項）